

「南会津マイレール意識醸成事業」企画プロポーザル実施要領

令和 6 年 5 月 1 日
福島県南会津地方振興局

福島県が実施する「南会津マイレール意識醸成事業」に係る委託候補者の選定にあたり、当企画プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき企画プロポーザルを実施する。

1 事業の目的

南会津地域を走る会津鉄道及び野岩鉄道（以下「両鉄道」という。）を地域に欠かすことのできない重要な資源として捉え、鉄道への乗車や体験活動等を組み込んだ南会津地域周遊ツアーの実施及び、両鉄道沿線の名物・名所を紹介するマップの作成により、沿線住民のマイレール意識の醸成を図る。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

南会津マイレール意識醸成事業

(2) 業務の内容

別紙「南会津マイレール意識醸成事業」仕様書のとおり。

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

(4) 委託料の上限

4,050,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 公募方法とスケジュール

(1) 福島県南会津地方振興局（以下、「振興局」という。）のホームページにより公募する。

(2) スケジュール

日時	内容
5 月 1 日（水）	公募開始
5 月 8 日（水） 正午まで	質問書の提出期限
5 月 9 日（木）	質問書への回答
5 月 22 日（水） 正午まで	企画プロポーザル参加表明書提出期限
5 月 24 日（金） 正午まで	企画プロポーザル参加辞退届提出期限
5 月 29 日（水） 正午まで	企画提案書提出期限
6 月 3 日（月）	審査会

4 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

なお、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の参加者資格についても同様に扱う。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者

若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

エ 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（国の機関に係る者は賄賂、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

キ 県税を滞納している者でないこと。

ク 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等については、振興局のホームページからダウンロードすること。

なお、振興局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

5 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 提出期限

令和6年5月8日（水）正午まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」により、振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。

なお、件名は「【質問】南会津マイレール意識醸成事業」とし、電子メール又はFAX送信後、電話で連絡すること（電話による質問の受付は行わない）。

(3) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、振興局のホームページに令和6年5月9日（木）に掲載する（個別の回答は行わない）。

6 企画プロポーザル参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「南会津マイレール意識醸成事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を提出すること。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けることができないので、注意すること。

(1) 提出期限

令和6年5月22日（水）正午まで（必着）

(2) 提出方法

参加表明書により、振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。

なお、件名は「【企画プロポーザル参加表明書】南会津マイレール意識醸成事業」とし、電子メール又はFAX送信後、電話で連絡すること。

(3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和6年5月24日（金）正午までに、「辞退届（任意様式）」を提出すること。

7 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 企画プロポーザル参加表明書の提出」による手続を行った上で、企画提案書等を「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月29日（水）正午まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。なお、持参による提出の受付時間は、祝日を除く、月曜日から金曜日までの8時45分～17時00分とする。

(3) 提出書類

ア 南会津マイレール意識醸成事業参加表明書（第2号様式）

※ 事前に提出した参加表明書の原本を添付すること。

イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 会社概要（第3号様式）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 誓約書（第5号様式）

ク 定款等の写し

※ 法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出すること。

ケ 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

イ～カ・・・6部（正本1部、副本5部）、ア、キ～ケ・・・1部（正本1部）

8 企画提案書等の作成に関する留意事項

(1) 周遊ツアーの実施

- ア 周遊ツアーで訪問する場所の選定理由等、企画内容について具体的に記載すること。
- イ 参加者が両鉄道や南会津地域の魅力を体感できる企画とするために、工夫した点等を具体的に記載すること。
- ウ マイレール意識の醸成につなげるための企画、工夫について、具体的に記載すること。
- エ 参加者募集方法、広報手段を具体的に記載すること。
- オ 周遊ツアー中の参加者の安全確保や周遊ツアー全体の移手段、各場所の滞在時間等について、具体的に記載すること。

(2) 周遊ツアー実施結果の分析

周遊ツアー参加者に対するアンケート方法、調査項目、分析方法について、具体的に記載すること。

(3) マップの作成

マップの構成案、デザイン案等を具体的に記載すること。

(4) 事業後の広報

周遊ツアー実施後とマップ作成後の広報の方法について具体的に記載すること。

(5) その他

その他に、本事業をより効果的なものとするために仕様書に記載されていない取組を提案できる場合は、具体的に記載すること。

9 企画提案書等の提出に関する留意事項

(1) 失格又は無効

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合は、無効とする。
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合は、失格とする。
- ウ 提出書類に不備があった場合は、無効とする場合がある。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合は、失格とする。
- カ 2（4）に示す委託費の上限額を超える提案があった場合は、無効とする。
- キ 実施要領に違反すると認められた場合は、失格とする。
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合は、失格とする。

(2) 複数企画の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 企画提案の審査

契約候補者は、企画プロポーザル審査会において、企画提案の内容を下記「(3) 審査基準等」及び「(4) 契約候補者の選定」に基づき選定する。なお、審査に当たり、企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 企画プロポーザル審査会の実施

ア 日時

令和6年6月3日（月）（予定）

イ 場所

南会津合同庁舎内（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）

ウ 内容等

企画提案者は、プレゼンテーションにおいて企画提案の内容を説明し、審査委員からの質問等に応じる。

なお、詳細については、後日プレゼンテーション参加者に連絡する。

(3) 審査基準等

項目	評価の視点	配点
業務遂行能力・ 業務理解	業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	20
	業務を円滑・適切に実施できるスケジュールであるか。	
	本事業の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。	
	業務内容に見合った適切な経費であるか。	
企画 提案	周遊 ツアー	25
	周遊ツアーの開催時期や運行回数は適切か。	
	周遊ツアーで巡る場所は適切か。	
	参加者が両鉄道や南会津地域の魅力を体感できる内容となっているか。	
	マイルール意識の醸成につなげるための工夫がされているか。	
	参加者を確保するための募集方法、募集期間は適切か。	
	周遊ツアー中の安全対策は適切か。	
周遊ツアー中の移動方法、時間配分は適切か。		
分析・ 報告	アンケートの実施方法、内容は適切か。	10
	効果的な分析・報告手法が提案されているか。	
マップ 作成	マップの構成・デザインは見る者の興味関心を引くように工夫されているか。	15

		参加者がツアーで学んだ内容を発信できる内容となっているか。	10
	事業後の 広報	広報の方法や内容は適切かつ効果的か。	5
	その他	仕様書に記載されていない取組により、本事業をより効果的にすることが期待できるか。	15
合計			100点満点

(4) 契約候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により企画提案者ごとの順位を決定し、最も順位が高かった者を契約候補者とする。
- イ 各審査委員の審査において、上記「(3) 審査基準等」のうち1項目でも0点がある場合は、契約候補者として選定しない。また、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを契約候補者の条件とする。

(5) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び総得点」を振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表する。なお、電話、FAX、電子メール等による問い合わせ等には応じない。

(6) 契約の締結等

ア 仕様書の協議

選定した契約候補者と委託者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、協議の結果、提案内容と異なる内容となる可能性がある。

イ 契約金額の確定

契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではない。

エ その他

契約候補者と発注者との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果における順位が次点であった応募者を契約候補者とする。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1
 福島県南会津地方振興局 県民環境部県民環境課 主事 國井
 電話：0241-62-2061 FAX：0241-62-5209
 E-mail：minamiaizu.kenminkankyoushou@pref.fukushima.lg.jp